

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

～令和3年度の保険料等について～

▼令和3年度の保険料は、7月中旬に通知書を郵送してお知らせします。

●保険料の計算方法

均等割 【1人当たりの額】 5万2,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (R2年中の所得-最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 ※100円未満切り捨て
------------------------------	---	--	---	-------------------------------------

※1年間の保険料の上限額は64万円となります。

※年度の途中で加入した場合は、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いた額です。

●保険料の軽減

①均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。また、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和31年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和3年度
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (28.5万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

※令和2年度に7.75割軽減該当だった方は、令和3年度から7割軽減に見直されました。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与などの収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入した際に被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割が掛からず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。(52,048円→26,024円)

※被用者保険とは、協会けんぽなどの主に会社員が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

問 市・市民課

TEL 42-1805

問 北海道後期高齢者医療広域連合

TEL 011-290-5601